

容器包装リサイクル法見直しに関する意見書

25年度は、改正容器包装リサイクル法施行から5年が経過し、同法附則に基づき法の見直しを行う時期となっております。容器包装リサイクル法は、リサイクルのための分別収集及び選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装がいまだに使われている実態があります。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かず、ごみを減らそうと努力している市民にとっては、負担のあり方について不公平感が高まっています。今日では気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、政府におかれては、私たちの社会が一日も早く持続可能な社会へ転換するよう、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
- 2 レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年12月18日

尼崎市議会議長

関係大臣あて